

# 岐阜県代協ニユ

平成27年2月

vol.239



一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会

# 『会長挨拶』

一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会

こんどう しんご

会長 近藤 信悟

北海道の繁華街でビルに設置してあった看板の一部が落下し、通行中の女性を直撃したという事故が報道されました。

当日は28.9mの強風が吹き・・・重ねて壁と看板との接触部分も腐食しており、このような事故が起きたそうです。

市街地や道路の沿線・観光地には多くの屋外広告物が掲出されています。

しかし、無秩序に氾濫・乱立させると解りにくい情報となったり、町の景観・自然の美しさを損ねる要因となってしまいます。

そこで、岐阜県では、屋外広告物法に基づき、岐阜県屋外広告物条例を定めて、適正な屋外広告物の掲出に努めており、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市及び下呂市では、各自治体において「屋外広告物条例」を制定しているそうです。

そして、同時に安全なものでなければいけないため、建築基準法で定められた看板などの管理状況の報告を行わなければならないことになっています。



ただし、私の事務所の看板もそうですが、看板税の支払時に自己申告するだけで、公の検査などはありません。また岐阜では、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するための自家広告で表示面積の合計が10㎡以下の場合も申請自体が不要ですので見過ごされることも多いかとおもわれます。疑わしきは罰せずの刑事・疑わしきは有罪の民事・・・当然今回の事故も損害保険では有責となるでしょうが、(民法709条 不法行為責任、)あらためて施設所有管理者賠償責任保険の必要性を痛感しましたので、こういった事故を機にお客様におすすめしたいものです。

さて、2月18日に第5回の理事会を開催いたしました。26年度内最後の理事会となりましたが、4月から始まる各支部の平成27年度支部総会の開催確認をいたしました。

また、県代協定時会員総会は5月13日(木)長良川スポーツプラザにおいて開催と決定いたしました。

総会の記念セミナーは日本代協の野元専務をお招きし講演いただきます。さらにエース損害保険会社よりも講師をお招きし、代理店賠償セミナーも同日に開催できるよう現在調整中であります。

おって平成27年度総会議案書の送付、および定時総会のご案内をいたしますので、是非多くの会員の皆様にご出席いただけますようお願いいたします。

## 目次

1 p・・・会長挨拶／目次	8 p・・・中さんの保険諸国漫遊記 (106) ①
2 p・・・スケジュール／事務局より	9 p・・・～保険ジャーナリスト ②
3 p・・・支部活動報告①	10 p・・・中崎章夫 ③
4 p・・・支部活動報告②	11 p・・・『街道シリーズ』(中山道 30) 松尾 一
5 p・・・委員会報告	12 p・・・提携事業者広告掲載①
6 p・・・新入会員紹介	13 p・・・提携事業者広告掲載②
7 p・・・代理店紹介 (西濃支部)	14 p・・・提携事業者広告掲載③
	15 p・・・<栗山泰史さんの> 地震保険を語る⑦

# スケジュール/事務局より

## ～ スケジュール ～

日付			主催	行事・議題・内容など	開催場所
2	15	日	岐阜	研修旅行(8:00～一泊)	東京『保険の窓口本社』
	18	水	県代協	理事会(13:30～)	瑞穂総合センター
3	4	水	西濃	例会(11:30～)	五右衛門
	10	火	CSR	地震保険普及キャンペーン	各支部
	10	火	岐阜	役員会(18:00～)	はなの舞
	10	火	中濃	例会(10:30～)	美濃加茂市生涯学習センター
	12	木	県代協	三役会(11:00～)	県代協事務局
	12	木	東濃	例会(11:30～)	みわ屋
	20	金	西濃	ボウリング大会	大垣ボウリングセンター
4	3	金	県代協	理事会(13:30～)	瑞穂総合センター(予定)
	8	水	岐阜	支部総会(13:00～)(予定)	長良川スポーツプラザ
	9	木	西濃	支部総会(15:00～)	スイトピアセンター
	9	木	東濃	支部総会(15:00～)	みわ屋
	10	金	飛騨	支部総会(18:00～)	宝松閣
	14	火	中濃	支部総会(15:00～)	日本ラインゴルフクラブ
5	13	水	県代協	定時会員総会(13:30～)(予定)	長良川スポーツプラザ
6	16	火	日本代協	通常総会(10:00～)	損保会館

## ～事務局より～

### ※総会日程のお知らせ

日本代協	平成27年	6月16日(火)	10:00～	損保会館
県代協	平成27年	5月13日(水)	13:30～(予定)	長良川スポーツプラザ
岐阜支部	平成27年	4月8日(水)	13:00～(予定)	長良川スポーツプラザ
西濃支部	平成27年	4月9日(木)	15:00～	スイトピアセンター
中濃支部	平成27年	4月14日(火)	11:00～	日本ラインゴルフクラブ
東濃支部	平成27年	4月9日(木)	11:00～	みわ屋
飛騨支部	平成27年	4月10日(金)	18:00～	宝松閣

### ※松尾 一氏 新書のご紹介

現在代協ニュースに『街道シリーズ』を寄稿いただいております地域史研究家、エッセイストの松尾 一氏が監修され、実業之日本社より「ぎふ 地理・地名・地図の謎」を発行されました。地元の人はもちろん、岐阜に詳しい人でさえ、ここまでは知らない！？ことが書かれているとか・・・事務局にも謹呈いただきましたので、購読、購入希望の方は県代協事務局までお尋ねください。

岐阜県代協事務局

TEL : 058-329-0050 FAX : 058-329-0040

Eメールアドレス : gfdaijyo@opal.ocn.ne.jp (担当:小川百合子)

# 支部活動報告

## 【岐阜支部活動報告】

### ○役員会報告

開催日時 : 平成27年 2月4日(水) 12:00~

開催場所 : 岐阜県図書館 レストラン杏 参加者数 : 10名 報告者名 : 鵜飼 康弘

《内容》

#### ①2月研修会について

#### ②平成27年岐阜支部総会について

- ・日時 平成27年4月8日 13:30~
- ・場所 長良川スポーツプラザ
- ・記念講演 講師 検討中
- ・懇親会会場 はなの舞
- ・会費 1,000円

#### ③会員増強について

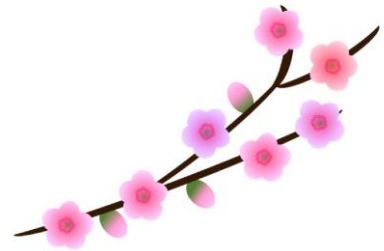
- ・2月増強キャンペーンなので見込案件をかりとる。

#### ④県代協より報告

- ・地震保険キャンペーン 3/10 17:30~開催 JR岐阜駅

※総会打合せ 2月26日 県代協事務局

次回役員会 3月10日(火) 地震保険キャンペーン終了後 はなの舞にて



### ○2月研修会報告

開催日時 : 平成27年 2月15日(日)~16日(月)

開催場所 : ほけんの窓口 本社研修及び箱根周遊散策

参加者数 : 35名 (ほけんの窓口本社より直接参加含) 報告者名 : 鵜飼 康弘

《内容》

例年十八楼にて開催の新春セミナーに変わり、ほけんの窓口本社研修を企画しました。岐阜支部会員のみならず、他支部ならびに保険会社社員のみなさんにもご参加いただきほけんの窓口グループ(株)窪田 泰彦代表取締役会長兼社長より「時代の変化に対応し、お客さまを味方にする」、清田 本部長代行兼保険募集パートナー事業部長より「保険募集パートナー事業のご案内」、15分ほどの休憩をはさみ、船越 本部長代行 淋代 人材開発部長よりほけんの窓口グループ社員教育研修についてご講和いただき、2時間30分以上に及ぶ研修となり大変有意義な体験となりました。ご協力いただきましたみなさま、ご参加いただきましたみなさまありがとうございました。

## 【西濃支部活動報告】

### ○2月例会開催報告

日時 : 平成27年2月4日(水) 11:30~13:00

場所 : 大垣「五右衛門」 参加者 : 12名 報告者 : 小林 悦雄

《議題》

#### ①委員会報告

- ・企画環境・・・東海ブロック会議報告
  - ・ディーラーへの注意喚起文発送について
  - ・ディーラーノベルティ商品広告などの問題
  - ・ディーラーのスモールリペアーについて
  - ・保険会社の手数料不公平の問題について(独占禁止法違反)
  - ・自賠責保険のディーラーと保険会社間の規定違いについて
  - ・保険とポイントについて
  - ・保険業法の不法行為について(公正取引委員会)
  - ・募集環境問題対応ハントブックについて

- ・広報・・・日本代協認定保険代理士の新聞紙面広告について  
平成27年2月27日 中日新聞紙面にて

- ・CSR・・・3月上旬地震保険キャンペーンの予定について

- ・組織・・・新入会員オリエンテーションのご案内  
日時 平成27年2月5日 11:00~15:00

場所 岐南町フォーカスポーカス

- ・教育・・・コンサルティングコースの講座募集について  
会員増強のお願い

②西濃支部ボウリング大会のご案内

日時 平成27年3月20日(金) 17:30より予定 詳しくは後日お知らせいたします

③西濃支部総会のご案内

日時 平成27年4月9日(木) 15:00より予定 詳しくは後日お知らせいたします

④その他 各社の動向

※次回は3月4日(水) 11:30～ 場所 大垣 五右衛門にて開催します。

【中濃支部活動報告】

○支部例会報告

開催日時 : 平成27年 2月10日(火) 開催場所 : 中山道会館太田宿

参加者数 : 13名 出席率45% 報告者名 : 福地 誉

《内容》

- ①CSR委員会より、3月10日(火)16時から17時まで、地震保険普及キャンペーンを行うとの事。  
グリーン基金について、ぼうさい探検隊について
- ②広報委員会より、2月27日の新聞広告について
- ③教育委員会より、損保協会のホームページ上の、トータルプランナーのいる代理店への登録のお勧め。  
トータルプランナーの受講申し込みが、目標に対してあと4名との事。
- ④組織委員会より、会員増強ならびに国民年金基金加入推進について。  
新入会員オリエンテーションの感想、反省について。
- ⑤2月28日(土)11時30分より、BSフジにて代協関連の放送があるとの事。
- ⑥3月10日(火)10時30分より、美濃加茂市生涯学習センター  
(美濃加茂市役所東隣 0574-25-4141)にて定例会を開催します。  
今回、会場が変わりますのでご注意ください。
- ⑦4月14日(火)11時より、日本ラインゴルフ倶楽部にて支部総会を開催します。  
詳細は後日お伝えしますので、宜しくお願いします。

【東濃支部活動報告】

○幹事会、例会開催報告

開催日時 : 平成27年2月12日(木) 11:30～13:00

開催場所 : みわ屋 参加者数 : 15名 報告者名 : 吉村 英樹

《内容》

- ①平成27年4月総会の案内(4月9日)
- ②各委員会から
  - ・新規会員の募集について
  - ・国民年金基金の加入先について
  - ・3月10日地震キャンペーン(ティッシュ配布(400個))について
  - ・トータルプランナー新聞掲載について
  - ・賀詞交歓会について

※次回例会 3月12日(木) 11:30～ みわ屋にて

【飛騨支部活動報告】

○新年会開催案内

開催日時 : 平成27年2月6日(金) 午後6:30より 開催場所 : 清龍

参加者数 : 25名(会員11名 提携業者・保険会社14名) 報告者名 : 熊木 千夏

《内容》

旅館清龍にて新年会を開催しました。会員11名 提携業者・保険会社14名合計25名の参加をいただき楽しく交流ができたのではないのでしょうか?2月19日(木)役員会を予定しております。地震保険キャンペーン・各委員会のお知らせ予定です。

# 委員会報告

## 【教育委員会報告】

### ○損害保険大学課程 コンサルティングコース受講申し込み御礼

(2015年4月～2016年3月コース)の申込みが終了しました。

お申込みいただきましたみなさま、ありがとうございました。4月より開講されますので合格に向け学習いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(報告者 委員長 山谷 庸二)

## 【CSR委員会報告】

### ○地震保険普及キャンペーン協力のお願い

開催日 : 3月10日(火)

場所・時間 : 岐阜支部 JR岐阜駅前(17:30～)、西濃支部 JR大垣駅北口(17:30～)  
中濃支部 (調整中) 東濃支部 JR多治見駅前、JR中津川駅前(7:30～)  
飛騨支部 未定(13:30～)

《内容》

今年度も地震保険普及キャンペーンを行います。3月11日の「鎮魂の日」を避け、3月10日に各支部にて実施します。開催場所および開始時間は支部により異なりますので、各支部のCSR委員もしくは支部長にご確認いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(報告者 委員長 高橋 励)

## 【組織委員会報告】

### ○新入会員オリエンテーション開催報告

開催日時 : 平成27年 2月 5日(木) 11時30分より  
開催場所 : 岐南町 HOCUS POCUS  
参加者数 : 35名 (会員17名・役員18名)  
報告者名 : 川島邦夫

《内容》

平成27年2月5日に岐南町 HOCUS POCUSにて新入会員オリエンテーションを開催しました。今年は新入会員に加えて支部長推薦枠として、次代の岐阜代協を担う方々を加え、会員17名・役員18名の計35名と多くの方にご参加いただきました。特に新入会員については昨年の3名から大きく増え、来年以降もこのような形式で多くの方に代協の活動内容や魅力をお伝えしていきたいと思っております。

一方、食事会場が狭かった、発表者に資料のご用意をいただく連絡が遅れた、せっかくの劇場スクリーンを使う機会が少なかった等の反省点もあります。

アンケートの導入等も含めて来年度はより良い新入会員オリエンテーションにしていけるよう準備します。

最後になりましたが、ご多忙の中ご参加いただきました皆様に改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。



## 新入会員紹介

岐阜支部 東ブロック

: (株) ミュウエンタープライズ

代申 富士火災

代表者 青 道広 様

〒501-6001 羽島郡岐南町上印食 8-123-1

TEL 058-242-9844 FAX 058-242-9845

(平成 27 年 2 月 2 日入会)

岐阜支部 東ブロック

: クールモア

代申 三井住友海上火災

店主 田辺 弘 様

〒501-6019 羽島郡岐南町みやまち 4-140-1

TEL 058-273-5211 FAX 058-273-5211

(平成 27 年 2 月 2 日入会)

中濃支部 : (株) 大京保険事務所

代申 あいおいニッセイ同和

店主 玉井 幹人 様

〒501-5114 郡上市白鳥町那留 16-36

TEL 0575-82-5235 FAX 0575-82-5236

(平成 27 年 2 月 2 日入会)

岐阜支部 東ブロック

: (有) フセヤ保険事務所

代申 エース

店主 伏屋 信幸 様

〒501-6006 羽島郡岐南町伏屋 4-134

TEL 058-247-4506 FAX 058-247-4532

(平成 27 年 2 月 13 日入会)

西濃支部 : (有) ケイプランツ

代申 あいおいニッセイ同和

代表者 小林 悦雄 様

〒503-0415 海津市南濃町山崎 927-1

TEL 0584-58-3133 FAX 0584-58-3155

(平成 27 年 2 月 16 日入会)



# 代理店紹介

西濃支部 Apix

<代理店名>

Apix

<所在地>

〒503-0993  
大垣市荒川町294-3  
TEL 0584-51-9657  
FAX 0584-51-1015

<代表者名>

富田 浩二

<スタッフ>

7 名

(営業 4 名・事務 3 名)

<取扱保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜(株)  
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株)  
第一生命保険(株)

<略歴>

昭和 54 年 12 月 (株)Office市川 創業  
昭和 56 年 8 月 (有)浅井保険サービス 創業  
平成 26 年 9 月 Office市川、浅井保険サービス 合併  
《Apixに代理店名を変更し、現在に至る》

<事務所の環境>

大垣西部中学校の西門の前、大垣自動車学校の北西に  
事務所があります。

<経営理念>

安心と思いやりをお届けするApix



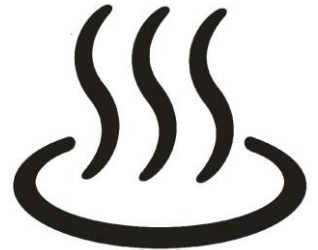


## 金融庁のガイドライン等が公表

### 製販分離時代の事業の透明性・経営革新求められる

#### ◇道後の湯につかるのが松山行の通過儀礼

愛媛県松山に情報交流勉強会がらみで先週末2泊3日で行ってきた。松山で仕事があるときは、必ず早めの便で入り、道後温泉に直行し、一風呂浴び身も清めてから仕事場に往くのが無上の楽しみである。リムジンバスで450円のアクセスだから便利。今回も午前10時半着くや否や空港から直行したのは道後温泉本館。松山市営の歴史ある名湯。風呂代410円、神の湯、坊ちゃんが泳ぎたくなったのもわかる広めの大理石の深い湯船。大きな大理石の湯釜も見事だ。ここに浸かるのが何よりの幸せ。無色透明かつ熱いお湯と思っていたら幾分ぬるめなのにびっくり。このお湯に朝夕通い詰める地元常連のおじさんもしきりにぬるい、と嘆く。昼間お客は少な目だったが、同じ考えの勉強会メンバー複数と出くわす。考えることは同じかとにやり。



#### ◇瀬戸内の食材に満足

湯上り後、近くのアーケード内ラーメン食堂で、昼食。炭水化物自重のダイエット中のため麺はあきらめジャコ天、ジャコカツ着に喉を潤す幸せ。松山の足路面電車に乗るのも、また小高い山の上の壮大な松山城天守閣を仰ぎ見られるのも楽しみだ。夜は、大街道で禁破り黒豆の労研万頭（まんとう）をひとつ頬張り、前から一度賞味したいと念願かなう。懐かしい天然酵母の素朴な味を楽しむ。仲間数人と大街道近くの瀬戸内海鮮市場はしまや。刺身で出てきた瀬戸内のサバはトロトロコロコロで唸る旨さ。ホータレ（あまりに美味しいのでほったが落ちるの意）イワシ、鋭く光輝くツヤも見事だが、文字通り鮮度、旨みとも最高だった。シマアジ、ヒラメ、カツオもうまい、サザエのつぼ焼き、アジの塩焼きもうまいしジャコサラダもいい。

伊予の地酒も、石鎚純米、雪雀話せばわかる、小富士超辛口、城川郷尾根こえて、などいずれ劣らぬ飲み口良い美味しい酒であった。メは、サバの頭などを使った旨み満載の味噌汁、生卵と出汁をかけて食べる鯛の切り身ご飯がたまらない、誘惑に負けまたまた禁破り。

#### ◇朝一番の刻太鼓の音、今度は熱いお湯に大満足

滞在2日目は勝山町のホテルからタクシーに乗り朝一で再び道後温泉本館、営業開始20分前の5時40分には到着、三日月も出てまだ薄暗く寒いし誰もいない。6時頃には人も増え、赤い振鷲閣（しんろかく）の刻太鼓がドンドンドンと6つの音とともに営業開始。この音風景は日本百選にも選ばれる貴重なもの。今回は2階の霊（たま）の湯コース1250円で沸騰したお湯の泡を表し道後温泉のシンボルマークとなっている湯玉マークの入った浴衣に着替え、リラックスし誰もいない貸切り状態の霊の湯、本来の熱いいつものお湯であった。この後神の湯に回り熱いお湯を楽しむ。この後座敷でお茶とおせんべい、そしてコーヒー牛乳、幸せなひとときであった。この本館、2017年愛媛国体後に耐震工事に入るため2024年まで利用できなくなる。近くの市営椿の湯を近く代替施設とし拡張し一新し、観光客にも利用しやすくすとか。松山はもう何度来たことか、のんびりできかつ容易には味わい尽きぬ本当に居心地、腹心地の良い故郷のような街であった。

#### ◇代理店事業の透明性求める

金融庁の改正保険業法がらみの具体的なルール・基準が出た。製販分離時代のルールがどうなるか、関係者は固唾を呑んで見守ってきただけに、いよいよその肉付けの方向性が明確になった。中でも乗合代理店規制強化が具体的に出てきた。法で直接監督下に置かれる大規模な乗合代理店、特定保険募集人の定義が明確になったこと、また情報提供義務、意向把握義務のガイドラインが示されたこと、さらに体制整備義務についても事細かに基準が書かれた。

主として、比較推奨販売をする大規模乗合代理店（特定保険募集人）に対する監督官庁の直接の規制強化がクローズアップされるどころだが、その条件（手数料売り上げ10億円、あるいは生保、損保、少短それぞれ15社以上のいずれか）に満たない、いわゆる従来型募集人代理店においても、法の趣旨に沿って保険会社の下で、規模や特性に応じた対応が求められるところとなった。

何より従来と違うのは、保険会社とは別に代理店に独自に、情報提供義務、意向把握義務、そして体制整備義務が課されたことだろう。これにより、事業運営の透明性が求められ、そのための仕組みづくりが求められるところとなるが、そのためのガイドラインが明らかになったということだ。

#### ◇数字第一主義の終焉

「数字さえあげればあとは保険会社が何とかしてくれる」という安易な事業手法は通じない時代に入った。問題を起こし、損失を与えれば、自前で対処しなければならない、保険会社からの求償権の行使も視野に入れ、製販分離時代の経営リスク・賠償リスクに関する自ら防御の手当をしなければならない時代に本格的に突入したということだ。また代理店の手数料に対する世間の目も一段と厳しくなってきた。その背景には、代理店の存在価値の問い返しがある。存在価値、その独自の役割を明確にすることが求められている。

その意味で、今までのように「アバウト」感覚で事業を営むことが難しくなってきた。代理店経営も、保険会社ともども内弁慶的なクローズドの体質を改めきちんとオープンスタンスでできる経営手法が求められている。今回の新ルール基準では、そのための数値管理やPDCAサイクルの常態化、経営革新も強く求めるところとなっている。属人的募集モデルからの脱皮を強く求めるものとなっている。



#### ◇まっとうなマネジメント力が求められる

こうした時代には、代理店も、目先の基準対応に大わらわするいわゆる対症療法でなく、ここはじっくり腰を据え、自らの経営理念、事業モデルを改めて組織全体で再確認・再構築するチャンスではないのか。保険以外の産業界を見ても、経営品質向上が強く求められる時代になっているのでなにも代理店のみが厳しい環境に置かれているとみるのはあまりに近視眼的だ。まっとうな経営の基本に則った事業運営が求められているだけだ。地域で顧客を思い、まともな経営をしてきた代理店にとり逆風環境になるわけがない。いうなれば消費者（顧客）や取引関係者はもとより、自らの組織内従業員のことをどれだけ考えた経営ができるかである。

その意味で、まっとうなマネジメント力の発揮を求めているともいえる。これは一人代理店にだけ求められるのではない、保険会社もまた、新たな代理店との関係構築を進めるうえで、安易な効率化策をとるのではなく、人間相手の商売である点に留意し、公明かつ透明性の高い施策展開が求められているのだと思う。

#### ◇施行規則及び監督指針を公表

さて、今回の新ルールについて特徴点を見てみよう。金融庁は2月18日に改正保険業法の施行規則及び監督指針（「保険会社向けの総合的な監督指針」）を公表、3月19日までにパブリックコメントを求めた。改正保険業法は保険募集についての基本的ルールを創設するとともに、保険募集に当たって、意向把握義務、情報提供義務を導入するとともに、それらの義務の適切な実行を含めた保険募集の管理に係る体制整備を義務づけた。改正業法の施行は平成28年（2016年）5月末が予定されているが、今回具体的な募集ルールが提起されたことで、保険会社、代理店ともども、本格的な体制整備に向けた施策の展開が動き出すことになる。

#### ◇保険募集人が規制対象の主役に

施行規則及び監督指針では、現行と改正後の新旧対照表という形で、改正点が明らかにされているが、示された監督指針の冒頭に「保険会社は」（旧）という表示が「保険会社及び保険募集人は」となり、これが一貫して指針の基調となっている。このことは、従来保険会社に対して求められた募集管理態勢について募集人自身の募集規則及び体制整備（募集人の自主・自立化）が求められたことが最大の特長だ。その上で、保険募集の意義・行為と言った定義が具体的に示され、募集関連行為（保険募集に該当しない行為）と募集関連行為事業者への具体的行為の規制が新設・明示されている。

#### ◇「特定保険募集人」（大規模乗合代理店）の定義

また、保険募集人としての義務（意向把握義務、情報提供義務、体制整備義務）内容を明示したが、これら義務については乗合代理店と専属代理店、さらに大規模乗合代理店（特定保険募集人）など、業務の規模・特性に応じた「体制整備」を示した。

この中で特に注目されていたのが、特定保険募集人の定義だ。ここでは所属保険会社（生保・損保・少額短期それぞれ）数が15以上又は当該事業年度において受けた手数料、報酬その他の対価の総額が10億円以上であることと定義された。合算保険会社数ではなく、生保、損保、少短別に15社以上としたことで規制が当初の想定より幾分ゆるんだ格好だ。

#### ◇代理店手数料チェックで規制強化

特定保険募集人に対しては保険契約締結日から5年間、当該保険契約に関する書類を保存義務や帳簿書類（直近3か年度の契約締結の年月日、引受保険会社の名称、保険種類別の件数、保険料、受け取った手数料、報酬、その他の対価の一覧）や事業報告書の提出を義務付けた。

金融審議会のワーキンググループ論議では、比較推奨販売をする代理店の販売姿勢や手数料開示が課題に上り、結果的には開示は見送られ、金融庁の監督・検査の下で推移を見守る方向性が示されたが、今回、開示はされないものの特定保険募集人について金融庁は受け取った手数料、報酬、その他の対価を把握できることにしたことは、欧州等での昨今の代理店手数料開示や手数料廃止（コンサルフィー化）などの趨勢を踏まえ、厳しいチェック体制を敷いたものとして注目される。

#### ◇情報提供義務で求められる項目

情報提供義務では、商品の仕組み、保険給付に関する事項、付加できる主な特約、保険期間、保険金額その他の保険契約に引受けに係る条件、保険料に関する事項、保険料の払込みに関する事項、配当金に関する事項、解約及び返戻金に関する事項、申込みの撤回に関する事項、告知、責任開始時期、払込み猶予期間、失効及び復活、加えて保険契約者保護機構、指定紛争解決機関の商号又は名称などの提示を挙げている。

さらに複数保険会社の商品から比較推奨する場合、比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別・提案をしようとする場合、「比較可能な同種の保険契約の概要」（一覧）及び「当該提案の理由」などの説明を必要とした。

#### ◇意向把握プロセスも明記

意向把握義務では監督指針において保険商品や募集実態に応じた各保険募集人の意向把握のプロセスを例示している。

それによると①個別プランを説明する前に意向の把握を行う。②その上で、プランを提案し、意向との対応を説明する。③最終的な意向が確定した段階で、当初の意向を比較し、両者が相違している場合、相違点を確認、最終的な意向確認を行う、とし、こうした募集のプロセスを保険会社及び保険募集人が社内規則等で定めるとともに、意向把握に用いた帳票（アンケートや設計書）や最終的意向比較した顧客の意向に関するものを保存する措置を求めている。

特に、二つ以上の商品を比較する場合の募集については、商品選択や推奨の理由説明を求めており、こうした募集のプロセスを規則・制度として運営する体制作りが必要になる。

#### ◇保険募集人指導（フランチャイズ）事業

体制整備義務では、乗合代理店が業務の規模・特性に応じた「体制整備」の義務付け、加入目的を踏まえた重要事項の説明や適切な業務の運営を確保するための社内規則作りや従業員に対する研修その他の社内業務に定められた規則に基づく運営がされるための十分な体制を整備しなければならないとされたほか、個人情報の安全管理、委託先管理の徹底などの措置が求められた。

ここでは乗合代理店の業務の規模・特性に応じた「体制整備」の義務付けとされたのに対し、従来型募集人については保険会社の管理・指導を受けることを前提にした体制整備とされており、ニュアンスの違いがみられる。

監督指針では、保険募集人指導（フランチャイズ）事業について体制の構築が盛り込まれているが、委託型募集人の適正化に伴う三者間スキーム及び代理店のグループ化との関連で注目される。

(保険ジャーナリスト、inswatch 編集人)

## 美濃路の追分から垂井宿へ

美濃国分寺跡を過ぎた中山道は不破郡垂井町に入ります。まもなく「平野御坊」を案内する道しるべがあります。平野御坊は、もともと伊勢長島にあり一向衆の拠点であった願証寺でしたが、信長との戦いに破れた後、長島から赤坂、平野と移り「平野御坊」とも称するようになったのです。

まもなく中山道は、相川橋の近くにある美濃路との追分に到着します。「右 東海道大垣みち 左り木曾海道たにくみみち」という道しるべがありますが、実は、かつてここに享保3（1718）年に建立された、高さ 250 センチもある四角い石柱の道しるべがありました。



この道しるべから東南に大垣方面へと至るのが美濃路で、この付近には、現在も残る松並木が見られます。美濃路は、五街道に準じ徳川幕府が管理している中山道の垂井宿から東海道の熱田宿（名古屋市）を 57 キロメートルで結ぶ街道で、大垣街道とか美濃街道とも呼ばれ、一里塚や松並木も設けられていました。また、関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康が凱旋したから吉例街道とも呼ばれていた街道で、中山道と東海道のバイパスのような役目を持っていましたが、実は、厳密にはルートは異なるのですが、中世の鎌倉街道を世襲したもののなのです。



この街道で朝鮮通信使、琉球王使、お茶壺道中も通過していました。

コースは、ここから、城下町でもあった大垣宿、揖斐川を佐渡の渡りで渡り、安八町の北部の結神社を通過して墨俣宿、さらには墨俣の渡りで長良川を渡り岐阜市の南部をかすめ小熊の渡りで羽島市に入り、起の渡りで木曾川を渡り愛知県に入り、起宿、萩原宿、稲葉宿と過ぎ、岐阜街道との追分から清須宿、城下町であった名古屋宿から東海道の熱田宿に至っていました。

さて、中山道はかつて土橋だった相川橋を渡ると垂井宿に入ります。垂井宿は枳形もそのままに当時の宿場の面影が色濃く残る町です。

また、垂井の町の北方にある垂井町府中には、かつて美濃国府が置かれたところで、その跡地は、現在国の史跡になっています。このあたりは古くは美濃国の政治の中心地として栄えていたのです。

（まつお・いち） ライフワークは地域史(近世交通史)。  
監修に『岐阜 地理・地名・地図の謎』（実業之日本社）がある

# 毎日があんしん。

県下トップのセキュリティ専門企業の日本ガードが、  
身近な「あんしん」のお手伝いをさせていただきます。

安心・充実のセキュリティ

## HOME SECURITY

- 日本ガードホームセキュリティ
- 短期間ホームセキュリティ
- 見守り情報サービス
- ライフリズムサービス

## OFFICE SECURITY

- 機械警備システム
- 画像監視システム
- 出入管理システム
- 警備輸送システム
- 通貨処理システム 等



## SPECIAL SECURITY

- 交通誘導警備
- 博覧会・各種展示会等の警備
- 雑踏警備
- 要人警備



## ALSOK 日本ガード株式会社

本社：岐阜市茜部中島2丁目66-6 電話：058-274-4400 担当：清水  
e-mail：eigyounihonguard.co.jp URL：http://www.nihonguard.co.jp

ダメージカー(事故車・中古車)のご売却はタウにご相談ください

**査定無料・迅速対応 ▶ 抹消・名義変更も確実 ▶ 車両の引取・処分も無料**

### タウがダメージカーを高価買取できる理由

世界には、事故や故障で壊れてしまったダメージカーを元の姿に修復し、再利用する文化が根付いた国々があります。タウは、このようなダメージカーに対する旺盛な需要が存在する世界100ヵ国以上に販売マーケットを拡大してきました。

世界中のダメージカーマーケットを把握しているからこそ、「ダメージカーの高価買取」が可能なのです。



株式会社 タウ 名古屋支店 TEL:052-930-6711 FAX:052-930-6712  
愛知県名古屋市東区葵1-19-30 マザックアートプラザ10F E-mail:NAGOYA@tau.co.jp



- 本社：さいたま市中央区新都心11-2 LAタワー10F ●事業内容：事故車・中古車、自動車部品、ボート等の買取・販売・輸出
- 資本金：1億円 ●従業員数：336名(2013年9月末) ●売上高：156億円(2013年9月期)
- ネットワーク／札幌、盛岡、仙台、水戸、高崎、埼玉、千葉、西東京、横浜、金沢、浜松、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡、熊本／プリズベン、ウラジオストク、ドバイ





創業50余年。実績でお応えいたします。

株式会社 **ゴトウ自動車ガラス**

自動車ガラスのコトならプロにおまかせ!!

**くるまのガラス 救急隊!!**

フロントガラスを取り替えるなら、  
当社オススメ、夏も冬も大活躍。燃費もよくなります。  
**エンジェルガード/クールベール**



**見積無料  
出張サービスOK**

ガラス交換  
ガラスリペア  
カーフィルム  
カッティングシート  
ウォータースポットとり



日本自動車ガラス販売施工事業協同組合

JAGU認定  
国土交通省支援試験 一級取得  
(JAGU:日本自動車ガラス販売施工事業協同組合)



看板制作も承ります。

フルカラーのインクジェット印刷からカッティングシートまでご利用目的により、デザインから取付までお任せ下さい。

詳しくはホームページで

<http://www.gag-jp.com>

■本社 岐阜県多治見市池田町2-48  
**TEL:0572-22-0175**  
FAX:0572-23-3510

■多治見店  
岐阜県多治見市池田町1-41  
**TEL:0572-22-0175 (代)**  
(TEL対応可能)  
FAX:0572-23-3510  
営業時間 8:30~18:00  
日・祭日 9:00~17:00

■美濃加茂店  
岐阜県美濃加茂市本郷町6-116  
**TEL:0574-25-2390**  
(TEL対応可能)  
FAX:0574-25-1710  
営業時間 8:30~18:00  
定休日 日・祝日定休

■恵那店  
岐阜県恵那市大井宮町之前1116-36  
**TEL:0573-26-2611**  
(TEL対応可能)  
FAX:0573-25-4183  
営業時間 8:30~18:00  
定休日 日・祝日定休

■高山店  
岐阜県高山市下切町169-2  
**TEL:0577-33-4306**  
(TEL対応可能)  
FAX:0577-33-4307  
営業時間 8:30~18:00  
定休日 日・祝日定休

現場から 急ぎで移動 (有) イブカ

**車のトラブル なんでも 365日・24時間**  
**いつでも すぐにお電話1本で すぐに駆けつけます!**

岐阜県損害保険代理業協会 会員様の お客様に万が一事故故障等が発生した際には  
レッカーロードサービス専門会社 有限会社イブカをご用命ください。

**24時間ロードサービスダイヤル**

**至急GO!! レスキュー**



**0120-495-039**

**Tel 058-393-2524**

**Fax 058-388-7301**

岐阜本社 岐阜市柳津町南塚 4丁目 249  
岐阜本荘営業所 岐阜市敷島町 9丁目 1-1  
岐阜羽島営業所 羽島市足近町 3丁目 634-1  
岐阜笠松営業所 羽島郡笠松町門間 702-1

< 今月の復旧事例 > 倉庫外壁復旧工事



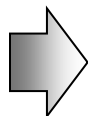
車同士の事故で脇にある倉庫の外壁にぶつかりました。倉庫のため内装はなく外壁のみでした。東京の会社で、担当者との打合せなど、時間がかかりました。

< 場所 > 大垣市地域

< 費用 > ¥248,400- (税込み)



施工前



施工後

岐阜県損害保険代理業協会 提携会社

一級建築士在籍の

**ホームステップ (株)イケダ**

☎ 058-271-6788 (24時間即日対応)

**情報ツールとして【クルマの下取り・買取りサービス】をご活用ください！**

★★★ ディーラーの査定とは違い、実際の中古車取引相場で査定します。

車によっては、年式・キヨリに関係なく需要があり、大きく金額に差が出ます！ ★★★

【お客様のこんなときにご利用ください！】

- 車の乗替を検討 : 下取り額が納得できない。下取り額は妥当なの？  
⇒ 「ディーラー下取りと比較してみてください！」
- 売却だけ検討 : どこに売れば？ 高くて信頼できる会社に売りたい！  
⇒ 「賛助会員のJCMにお任せ下さい！」
- ディーラーでは値が付かない・・・ : 引取費用が掛かると言われた。  
⇒ 「古い車や事故車でもまずはご相談ください！」



【岐阜県損害保険代理業協会 賛助会員のJCMなら安心満足！下取りよりもお得】

- ・宣伝・店舗等運営コストを抑えて買取り価格に還元、高価買取りを致します。
- ・無料出張査定で手間や費用発生の心配がありません。ご指定場所まで訪問します。
- ・中古自動車認定査定士(当社社員)が査定にお伺いし、対応いたします。
- ・売却を急かしたりせずお客様のご都合・代替のタイミングに合わせて対応します。
- ・車両代金は現金決済も可能、名義変更手続きも無料で確実にいきます。

■■ 株式会社JCM名古屋支店

★担当 寺田・安藤 まで ■■

TEL:052-561-8899 / FAX:052-561-8893

HP: <http://www.jcmnet.co.jp/daikyo/>

## 地震保険を語る (第七回) 二つの貯金箱

日本は、世界の中でも類まれな地震の巣の上にある国である。地震保険は、政府の再保険引き受けというバックアップを得て、恐々（こわごわ）の状態で誕生した。しかしようやく民間保険会社としては、国民が抱える地震リスクに対し、保険を提供することができるようになった。

では、保険会社は、地震保険で利益を得ることができるのだろうか。答えは否である。簡略化して言うと、保険契約者が支払う地震保険料は、保険会社に使われることなく、利益にされることもなく、すべてが貯め続けられることになっている。貯める先は、民間の日本地震再保険株式会社と政府の地震保険特別会計の二つである。つまり、地震保険料は個別の保険会社に留め置かれることなく、常に民間と政府の二つの「貯金箱」に納められ、地震が発生した際にのみ、この二つの「貯金箱」から保険金が支払われるという仕組みになっている。

東日本大震災では、1966年（昭和41年）以来ずっと貯め続けたお金が民間と政府合計で約2兆4千億円あり、ここから1兆2千億円強が支払われた。まだ1兆2千億円近く残っており、東日本大震災の後にも、新たに地震保険の契約がされる都度、「貯金箱」のお金は少しずつではあるが貯まり続けている。

ここで一つ疑問が生まれるはずだ。「貯金箱」のお金では足りない大地震が起こったらどうするのか、という疑問だ。この場合には、政府の「貯金箱」（地震保険特別会計）については一般会計から借入れを行い、民間の「貯金箱」については、政府が資金の斡旋・融通に努めることになっている。つまり、政府が二つの「貯金箱」に別口のお金を継ぎ足すことで急場をしのぐのである。そして、この借入れ部分は、その後新たに入ってくる地震保険料を使って返していくことになる。

「地震のときは保険会社も経営が危なくなって支払えない」というような心配は無用の仕組みとなっているのである。

(文責個人) 栗山泰史／日本代協アドバイザー、丸紅セーフネット(株)、損保協会シニアフェロー

## 編集後記

列島が凍えるような寒さから、早春の便りとなる梅の開花が待たれるこの頃です。特にまた飛騨地方では、豪雪で被害が拡大し除雪費も過去最高になる見込みとの報道もありました。まだまだ北国の春は遠いでしょうが、それでもまちがいなく雪は解け、春は必ず到来します。世界をみますと中東のイスラム国問題：ウクライナの内乱＝代理戦争？など、何か薄ら寒い世界情勢です。これらの国々で生活する人々に幸せな時間が、訪れる事を願ってやまないこの頃です。

(加藤 木孝)

発行日／平成27年 2月25日 責任者／近藤信悟 発行／広報機関誌委員会

〒501-0204 瑞穂市馬場春雨町 1-50-2 Tel 058-329-0050 Fax 058-329-0040

E-mail: [gfdaikyo@opal.ocn.ne.jp](mailto:gfdaikyo@opal.ocn.ne.jp) <http://gifudaikyo.or.jp/>

【編集室メンバー】 大沢 基樹、北村 篤俊、加藤 木孝、水川 博之、安江 努、熊木 千夏、  
近藤 信悟、森 信彦